

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に向けた採用活動ルール

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 目的

日本損害保険協会（以下、当協会）は、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針」に基づき、求職者および当協会が実施する採用活動への参加者（以下、求職者等）に対するセクシュアルハラスメントを防止し、すべての求職者等が安心して公正に応募・選考に参加できる環境を確保することを目的として、本ルールを定めます。

2. 採用活動における禁止行為

採用活動の公正性を損なう一切の行為を禁止します。

＜禁止行為の例＞

（１）不適切な発言・質問等

- ・面接や説明会等における性的な冗談、発言、質問
- ・恋愛、結婚、妊娠・出産に関する質問
- ・就業配慮を超えた性自認に関する質問
- ・性的な内容を含む画面の表示

（２）不適切な接触・関係の要求

- ・当協会の正式な採用プロセスを経ない接触
- ・採用活動とは無関係の食事や飲酒への誘い
- ・個人的な連絡先の交換の強要・誘導
- ・SNS等を通じた私的なやり取りの要求
- ・身体的接触またはそれを示唆する行為

（３）優越的地位の濫用

- ・採否に影響することを示唆した不適切な言動
- ・求職者等の同意を得ない個別対応や拘束
- ・拒否しづらい状況を利用した誘い

3. 採用活動の透明性の確保

採用活動における透明性の確保および不適切な接触の未然防止の観点から、求職者等との接触は、総務人事部人事グループが把握・管理できる形で実施しなければならないものとします。

総務人事部人事グループが主催または関与する選考、説明会、面談その他の公式な採用活動以外の機会において、役職員等が求職者等と接触しようとする場合には、事前にその目的、日時、場所、接触方法等を総務人事部人事グループに報告し、確認を得るものとします。

なお、役職員等が、自己の判断で求職者等に対し、連絡・面談・会食等の接触を図ることを禁止します。

4. 違反時の報告・調査への協力

役職員等は、採用活動に関連して本ルールに違反する行為またはそのおそれのある行為を認識した場

合には、自己の関与の有無にかかわらず、速やかに法務・リスク管理部法務・コンプライアンスグループ所管の「求職者等セクハラホットライン」に報告しなければなりません。

また、役職員等は、事実関係の確認および調査が行われる際には、これに誠実に協力しなければなりません。具体的には、関係資料の提出、事情説明等について、合理的な範囲で協力する義務を負うものとしします。

報告または調査への協力を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。当協会は、報告者および関係者のプライバシー保護に十分配慮しつつ、公正かつ適切に対応します。

違反行為が認められた場合には、従業員就業規則等に基づき、厳正に対処します。なお、違反行為の黙認、隠蔽、虚偽の報告または調査への非協力は、本ルール違反として取り扱います。

制定 2026 年 10 月 1 日